コロナ関連の融資及び助成金について

弊社では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けているサロン様へ、４月１０日現在における、融資及び助成金、役立つ情報などをお知らせいたします。

経済産業省発表のカラー刷り５ページのプリントの解説

この５ページの資料は、経産省から発表されている資料、約５０項目６０ページの中から、美容室に使えるような項目を抜き出したものです。以下は簡単な解説となります。

１　緊急支援特別融資（プリント右下のページ数　７）

緊急支援特別融資とは通常の貸付限度額とは別に用意された融資枠の事。通常枠を使いきっている事　 業者でも融資を受けることが出来ます。

対象事業者は４号（昨年との売り上げ比が２０％以上減）及び５号（昨年との売り上げ比が５％以上減）　となっていますので、殆どの美容室に当てはまるのではないかと思います。

また、業暦が短く、比較出来る昨年の売上高が無くても、業暦３ヶ月以上の事業者から対象となります。

その場合・・・

①　３ヶ月の平均売上高（直近の１ヶ月含む）と直近の１ヶ月の売上高を比較する。

②　昨年１２月の売上高と直近の１ヶ月の売上高を比較する

③　昨年の１０月から１２月の平均売上高と直近の１ヶ月の売上高を比較する

　　　コロナ関連の緊急融資の窓口は　【民間銀行】　と 【日本政策金融公庫】の２つあり、両方申し込む事も出来ます。

民間融資（借入可能額は２，８憶）（プリント右下のページ数　８）

\* 皆様が普段取引している銀行を経由して保証協会から融資を受ける

\* 普段取引している金融機関が窓口となる（銀行。信用金庫など）

\* 実際の借入可能額は、売り上げ２か月分または家賃、人件費の３か月分が目安となる

\* 極端に低い金利での借り入れが可能。保証料も減免される。4号、５号で少し差がある

\* 融資までのスピードが比較的早い

\* 借り換えにも応じてくれる可能性あり

\* 詳しい申し込み方法は、この資料を持ち、現在の取引金融機関担当者に相談する

政府系の融資　【日本政策金融公庫】（借入可能額６０００万円）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（プリント右下のページ数　１１）

\* 昨年との売り上げ対比５％減以上の業者が対象

\* 無利子、無担保で融資が受けられる（無利子期間は３年）

\* 返済開始を最大５年先まで猶予してくれる（１～２年位の猶予が認められるのが普通）

\* 実際の借入可能額は上記と同程度だが、公庫側から減額されるので希望額は多めに出しても可

\* A 公庫を使用している最中　B 過去に使用したことがある　C 初めて・で融資までのスピードが違う

\* Aは、現在の残額の借り換えも可能・・別枠で用意されている（プリント右下ページの数　２１）

A　現在公庫と取引中の方（借り換え専用の別枠融資があり早いと１週間位で融資される）

B　過去に取引があった方（窓口が混雑している為、当時の担当者に直接電話すると早い）

C　まずは、金融公庫に申し込みをする⇒必要とする資料などが書かれた書類が届く（渡される）

公庫は融資に必要な書類を揃え提出した後、面談があります。通常融資が下りるまで１ヶ月程を要しますが、現在は申し込み窓口が混雑している為、今回初めて利用する方は時間がかかるようです。

２　助成金（提出期限に猶予があり（６月３０まで等）、後出しも可能ですので慌てずに）

コロナウイルス感染症に伴う助成金で、現在に用意されているものをご紹介します。

助成金とは企業や事業主を支援する為に国が用意した資金のことで、返済する必要がありません。また必要な書類を提出し条件を満たせば確実に貰うことが出来ます。

①　小学校等（幼稚園、小学校、特別養護学校）の休校に伴う保護者の休暇取得支援（ハローワーク案件）

　　　4月1日～6月30日に有給休暇を与えた場合（パートを含む全ての従事者）1日の上限を８３３０円として全額を助成する。

　　例　通常1日６時間働くパートさんが⇒上記の理由で４時間しか働けなくなった場合

　　　　 通常通り６時間分の賃金を支払う⇒２時間分の助成が受けられる　×働いた日数分

　　　　 申し込み方法やタイムカードの記入方法、支払い方法など規定あり

②　雇用調整助成金（ハローワーク案件）

　　　４月１日～６月３０日までの間、コロナウイルス感染症の影響を受け、経済上の理由により、店舗の休業等　　を行ったが、社員に対して給与を支払った場合。

　　　１人あたり、１日最大８３３０円を上限として９０％の金額を助成する（パートを含む全ての従事者）

　　　助成金というと申請が難しいと避けてしまう事業主の方が多いと思います。が、多くの事業主が災害により厳しい状況に立たされています。それを受け申請方法、計画書の作り方等、自分でも申請しやすいような措置もとられているようです。この資料も至急に作っている為、詳しくは書かれていませんが、申し込み方法、必要書類の書き方なども、随時確認してまいります。

　　　申し込みや添付書類等の提出期限を調べて、サロン様にも行動を起こしていただけることを願います。

　　　再度注意　雇用調整助成金は休暇を与えたにも関わらず、給与を保証し払っておく必要があります。

　　　　　　　　　　後に、国より規定の援助として受けることが出来るものです。

③　最近メディアで耳にされている売り上げ５０％減（期間内の１ヶ月だけで可能）への助成金

（中小企業２００万、フリーランスを含む個人事業主１００万）（市役所案件）

まだ要件や提出期限など、詳細が確定していないので後ほどお知らせいたします。これからも弊社全てのお客様のお役に立てるよう情報を更新してまいりますので、皆様方からの情報もお寄せいただければ幸いです。

国税や厚生年金の納付期限先送りの措置もあります。詳細は税務署へご確認下さい。

感染予防対策情報

既に皆様方も既にやられていると思いますが、営業しているサロン様感染症対策としての事例です。

＊　マスクの着用、消毒液の設置、窓・ドアを開けての換気、加湿器や空気清浄機の設置

＊　直接お客様に触れるものは使い捨てを使用する。（フェイスタオル・カラー、パーマキャップ、など）

＊　クロス・シャンプークロスを来客数用意する・使用する器具やシザーの消毒

エタノールが手に入りにくい時の代用品として、イソプロピルアルコールを用いて消毒液を作る方法

イソプロピルアルコール２００ｃｃに保湿用化粧水５０ｃｃ（１００均で入手できます）、精製水５０ｃｃを混ぜると６６％濃度の消毒薬となります。（脱脂力が強いので保湿用化粧水を混ぜる）

病院でも使用されており、市販されているものもあります。手指用としてもお使いいただけまが、まな板など、食品に関する器具等は避けてください。震災時にも活躍しました。

マスクは弊社も仕入れに努力いたしておりますが、価格も高等しています。供給が間に合うまでは、布マスク、手作りマスクをお勧めします。２枚用意しキッチンペーパーを間に挟むなど工夫し、交互に洗濯しながら使うといいと思います。１枚３５０円～７００円程度で売られています。